

# 第4回家畜衛生委員会の会議概要

## (畜産・家畜衛生部会常設委員会)

**I 日時** 平成18年10月13日(金) 13:30～16:30

**II 場所** 日本獣医師会・会議室

### III 出席者

<b>【委員長】</b>	戸谷孝治	日本獣医師会理事 (全国家畜衛生職員会会長)
<b>【副委員長】</b>	丸山 崇	静岡県獣医師会 (全国家畜衛生職員会理事)
<b>【委員】</b>	大久保忠宜	東京都獣医師会理事 (東京都牛乳普及協会専務理事)
	高木英彦	高知県獣医師会理事 (高知県中央家畜保健衛生所衛生課課長)
	鍋谷政広	新潟県獣医師会理事 (新潟県中央家畜保健衛生所所長)
	成井淑昭	神奈川県獣医師会 (神奈川県横浜川崎地区農政事務所所長)
	函城悦司	兵庫県獣医師会 (兵庫県立農林水産技術総合センター淡路農業技術センター所長)
	山下 稔	岡山県獣医師会 (岡山県畜産協会家畜衛生部部長)
	山本泰資	大分県獣医師会副会長 (大分県中西部農業共済組合家畜診療所所長)
<b>(欠席委員)</b>	柏崎 守	茨城県獣医師会 (畜産技術協会参与)
<b>【本会】</b>	藏内勇夫 (副会長)、大森伸男 (専務理事)	ほか

### IV 議 事

- 1 第3回家畜衛生委員会の協議結果 (説明)
- 2 家畜衛生委員会報告書 (家畜衛生職域の現状と課題に対する対応) の取りまとめ (協議)

### V 会議概要

戸谷委員長から、「本年6月の総会で大田震三理事 (畜産・家畜衛生担当) の後任として理事に就任し、畜産・家畜衛生部会の部会長及び本委員会の委員長を務めることとなった。私にとっては初の委員会となるので種々ご指導いただきたい。また、本日は報告書の最終取りまとめを行うということであり、活発な意見交換をお願いしたい。」との挨拶あった。

#### 1 第3回家畜衛生委員会の協議結果 (説明)

事務局から、前回第3回委員会の要点は、①各検討テーマごとに担当委員と副委員長は検討内容を整理して論点を取りまとめることとされたこと、②次回の委員会には農林水産省消費・安全局畜産安全管理課の担当者の出席を依頼して意見を聴取することとされたこと、等であることを説明して了承された。なお、本日出席予定であった農水省担当官が急務で欠席となったことが併せて報告された。

## 2 家畜衛生委員会報告書（家畜衛生職域の現状と課題に対する対応）の取りまとめ（協議）

事務局から検討報告書の素案（家畜衛生職域の現状と課題に対する対応）が読み上げられ、農林水産省消費・安全局動物衛生課から提出されたコメントと併せて、報告書（素案）の各項目ごとに協議が行われた。大要は次のとおり。

### (1) はじめに

- ア P17の12行目「輸入が増加」の「が」を削除する。
- イ P17の34行目「職員数の削減」については、ここでは獣医師以外の職員も含めているが、家保の獣医師に限った場合の数は近年、BSEの死亡牛検査では増加している旨追記する。
- ウ P17の36行目「の許認可事務」については、削除する。

### (2) 家畜保健衛生業務のあり方

- ア 家畜保健衛生業務の現状と課題
  - (ア) P18の14行目「家畜保健衛生所設置条例」については、県によっては行政組織設置条例の一項目として規定されている場合もあり、「各県の条例」とする。
  - (イ) P18の15行目「行政機関と設置されている。」は、「行政機関として設置」に改める。
  - (ウ) P18の16行目「組織して5県が」は、1箇所減ったため、「4県」と改める。
  - (エ) P18の20行目「2,472人」は、家畜衛生統計では、平成18年3月末現在、「2,519名」、21行目「2,154人」は、同様に「2,193名」であり、全国家畜衛生職員会からの数値と調整する。
  - (オ) P18の28行目「家畜排泄物法」の記載は、初出のため略さず、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」とする。
  - (カ) P18の30行目「の発生に伴い、」は、口蹄疫、BSE等の発生に伴ってHACCPを導入したのではないため、「の発生を踏まえた家畜防疫の強化、」とする。
- イ 今後の家畜保健衛生業務の対応等
  - (ア) P19の12行目「国家防疫の一翼を担う家畜防疫機能」は、「国家防疫の一翼を担う地域での家畜防疫機能」等として正確に表現する。
  - (イ) P19の26行目「国の補助事業で活用し易いメニュー方式を」については、交付金になって、相当使い易くなっているとの意見もあるが、名称が変更しただけで、事業自身の更新はできない等、採択要件が過去の補助事業と変わりなく、また、会計検査も受ける必要がある等の実情に鑑み、本記載のとおりとする。
  - (ウ) P19の32行目「家畜衛生関係獣医師職員の社会的地位の向上」については、具体性に欠けているが、本項については家畜衛生職員会とも十分協議した上で内容を記載する。
  - (エ) P19の33行目「畜産保健衛生費等として措置されている地方交付税の増額」について、交付税に係る最大の問題は、交付された交付税が家畜衛生対策に活用され

ていないことであり、実質的な効果を考えれば、三位一体改革等政府の大方針がある中で増額要請するより、地方獣医師会が県知事に家畜衛生対策への活用に係る要請をする方が良いとの意見もあるが、国家防疫という観点からも家畜衛生関係事業は国からの財政支援を要する旨の表現を盛り込むことも考慮する。

- (オ) P19の36行目「人員や施設の整備拡充について予算面での支援強化」については、P21の17行目「国・県により高水準に整備されている」という記載と矛盾するため整理する。また、バイオハザート対策についても言及する。

### (3) 鳥インフルエンザ対策の推進

#### ア 高病原性鳥インフルエンザ対策の現状と課題

- (ア) P20の5行目「しかし」については、防疫マニュアルは疾病発生時の対応マニュアルであり、マニュアルの不備でHPAIが発生したわけではないため、「このような中」などと修文する。
- (イ) P20の7行目「約596万羽」については、実数である「約580万羽」に訂正する。
- (ウ) P20の12行目「の方向」については、防疫指針は具体的な措置を定めているものであるため、削除する。
- (エ) P20の13行目「ところが、一連のHPAI発生に伴い国民の健康及び食の安全・安心への不安は、国民への正確な情報提供不足や相談窓口の不徹底から風評被害となり、鶏卵・鶏肉の消費低迷や飼育鳥の遺棄などの事態となった。」については、茨城の事例では、鶏卵・鶏肉の安全性に関する関係者の説明により、全国的に消費者は冷静な対応であった。したがって、この部分は、当初は風評被害が見られたが、関係者の丁寧な説明により冷静な対応となったという流れにして、(2)の広報活動の重要性につなげる。
- (オ) P20の22行目「学校飼育動物、愛玩動物、野鳥等の対応が後手に回る状況がみられる中、特に死亡野鳥等の病性鑑定や相談が急増した。」については、防疫対応と併せて野鳥の検査対応を行っている事例もあるが、兵庫県での発生時には、一般市民から野鳥について、愛玩鳥について飼養者から病勢鑑定依頼や相談が急激に増加した事実があり、有事の際はこのような事態が起こることも想定し記載する必要がある。

#### イ 高病原性鳥インフルエンザ対策への対応

- (ア) P21の4行目「家畜防疫員となり」については、開業獣医師が第1次的な対応をすることが望ましいが、家畜防疫員になる必要はないため、削除する。
- (イ) P21の5行目「限定されているが」については、後述のとおり、民間獣医師を臨時職員にすれば家畜防疫員にすることは可能であり、「限定している事例があるが」等と修文する。
- (ウ) P21の9～10行目「一方、国、県等は、」については、各県が実施している防疫演習などには、開業獣医師も参加していることから、「一方、引き続き国・県等は」とする。また、「正しい知識、技術を」は「知識・技術を」と修正する。
- (エ) P21の16行目「(イ) 焼却施設の整備充実」の項については、移動式焼却施設は焼却能力が極めて低く、焼却施設が確保されるまでの当面の対応に止まるため、本

質的には既存の焼却場の活用が必要であり、「(イ) 焼却体制の構築」と修正する。  
なお、その際、茨城県での対応を踏まえ、焼却施設での処置は、施設の所有者、保健福祉、ごみ廃棄関係等の行政部署、周辺住民の理解を得ることが必要不可欠である旨を記載する。

#### (4) 家畜保健衛生部門と公衆衛生部門の連携のあり方

##### ア 家畜保健衛生部門と公衆衛生部門との連携の現況と課題

- (ア) P21 の 29～30 行目「リスク管理と評価の分離の方向を反映し、一体的な取り組みとはなっていない」については、家畜衛生部門も公衆衛生部門もリスク管理部門であり、リスク管理と評価が分離したから一体的な取り組みとなっていないのではなく、両部門の連携が悪い場合に、一体的な取り組みとならないということを考慮した表現とする。
- (イ) P21 の 34 行目「食肉センター等」については、地域によっては「と畜場」の機能のみ有するところもあるため、「と畜場等」と改め、同表現は同様に修正する。
- (ウ) P22 の 27 行目「疫学研究センター（仮称）等の組織体制の整備も必要である」については、と畜検査結果の有効活用は非常に重要であるが、センター構想までは非現実的であることを考慮した表現とする。
- (エ) P23 の 6～8 行目「BSE や HPAI といった農林水産・厚生労働の両省にまたがり大きな被害をもたらす疾病以外は、感染症個々の危害度の意識が両部局で異なることから各種情報を共有化し、」については、家畜伝染病予防法の監視伝染病に対する関係規定の整備状況等も考慮して「BSE や HPAI の発生を契機に農林水産省及び厚生労働省の連携は強化されてきているが、すべての疾病について情報を共有し、」との表現とする。
- (オ) P23 の 14～16 行目「現在は病原体拡散防止対策を未整備な自治体が多く、これらの対応は危険度も高いことから、早急な対応を検討する必要がある」については、P19 の 6～9 行目の記載との関係を考慮して、「多く」については、「大半であり」と修正する。

#### (5) 家畜衛生対策を推進する上での獣医師会の役割

##### ア 家畜衛生対策を推進する上での獣医師会の役割の現状と課題

- (ア) P23 の 22～23 行目「家畜衛生技術などの普及に」については、「家畜衛生技術の向上等に」に改める。
- (イ) P23 の 31～33 行目「毎年 50 人の採用が必要となる。しかし、新卒獣医師（1,077 名）の家畜診療への就業は年間 70 名前後と極めて少なく」については、必要数 50 人に対して、新規就業 70 人であれば十分と理解されることもあるので、「50 人」は農業共済組合の診療獣医師であり、「70 人」は開業も含めたすべての獣医師数である旨を追記する。
- (ウ) P23 の ↑3 行目～P24 ↓1 行目「個体管理から集団管理衛生へ、さらに農場管理獣医師制度へ移行している。この要因として、家畜飼養農家及び頭数の減少による農家の点在化・偏在化及び飼養規模の大型化に伴う診療効率の悪化や収入減があげら

れる。」については、個体管理から集団管理への移行は、飼養規模の拡大に伴う管理の効率化が要因ではないことから修正する。

#### イ 家畜診療獣医師の確保対策

P24 の 27 行目「共済組合勤務獣医師の待遇改善」については、共済に限る問題ではないことから「共済組合」を削除する。

#### ウ 家畜自衛防疫組織の強化

##### (ア) 自衛防疫組織の現状と課題

P24 の 32 行目「全国に」については、全国家畜畜産物衛生指導協会と混同されるので、「各都道府県に」に改める。

##### (イ) 自衛防疫組織の強化対策

a P25 の 10～12 行目「国、県、市町村… 役割分担を明確にし」とあるが、家畜防疫を総合的に進めるための指針に基づき、市町村は県の防疫に協力することとされ、さらに地方交付税は、市町村の段階で家畜衛生対策費等として使途されているにもかかわらず、市町村では理解していないという実情がある旨を考慮した表現にする。

b P25 の 27～28 行目「自衛防疫支援事業の拡充」については、予防注射事業以外、地域により事業対応が異なるため、全国で普遍的に実施できる事業確立の要請を記載したが、農業全体の中でも畜産に対する財政措置は手厚く、自分の財産は自分で守るという観点に立てば、家畜衛生対策に係る費用は生産者が負担すべきという見解もある。しかし、安全な畜産物供給のためには国の支援が必要不可欠であり、そうした内容を記載する。

c P25 の 29 行目「日本獣医師会も分担して積極的に事業主体となり、」とあるが、各県の衛生指導協会は畜産協会に吸収されつつあり、例えば農畜産振興機構の指定助成事業については、引き受け元が全国衛指協から中央畜産会となった。こうした中で日本獣医師会が事業実施団体となり、地方獣医師会へ事業を委託することは現実的でないので、この部分は削除する。

d P25 の 34～35 行目「自衛防疫活動が必要不可欠であることを消費者に PR し」については、自衛防疫活動の必要性は、獣医師や生産者へ認識させることも重要である旨の表現を加える。

## (6) その他

最後に「まとめ」を項目立てて、提言すべき事項を取りまとめて記載する。

## IV まとめ

- 1 丸山副委員長から、本日の検討内容等を踏まえ、年内に委員長、副委員長と事務局において再度整理した後、各委員に送付して了承を得た上で成案とし、理事会に報告することとされた。
- 2 閉会にあたり藏内副会長から、予定していた農林水産省の担当官には出席いただけなかったが、熱心に協議いただき厚くお礼申し上げる。報告書については、理事会で検討させていただき、必要に応じて関係省庁等へも要請したい。なお、家畜衛生分野におけ

る獣医師の処遇改善については、地方自治体の財政事情等が非常に厳しい状況にあるが、安全な畜産物の供給等、国民の求める食の安全・安心に関わる重要な責務を果たしていることを主張していきたい旨の挨拶があった。